

第4次岡山県子ども読書活動推進計画

～おかやまどんどん読書プラン～

平成31(2019)年3月

岡 山 県

はじめに



読書は、子どもたちが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。

岡山県では、平成 15(2003)年 3 月策定の「岡山県子ども読書活動推進計画」(第 1 次計画)から約 16 年間、家庭・学校・地域で、関係機関や団体等と連携・協働し、様々な取組を実施してきました。その結果、不読率の割合を減少させ、中長期的に改善傾向となるなど成果を上げてきております。

こうした中、さらに子どもたちの読書活動が推進されるよう、これまでの取組の成果と課題を踏まえ、今後 5 年間の総合的な施策の方向を示す「第 4 次岡山県子ども読書活動推進計画～おかやまどんどん読書プラン～」を策定しました。

計画の目指す「自ら本を読み、読書を通じて自分の生活をより豊かにできる子どもを育てる」とともに、社会情勢が変化する中で、今後、読書活動で培われる力をもとに、主体的に社会とかかわり「心豊かに、たくましく、未来を拓く」人材へと成長していくことを願っております。

最後になりましたが、本計画の策定に当たり、御提言をいただいた岡山県子ども読書活動推進会議の委員の方々をはじめ、県民の皆様から貴重な御意見をいただきましたことに対し、深く感謝申し上げます。

平成 31(2019)年 3 月

目 次

第1 計画策定の経緯と目的

第2 第3次計画の取組と成果、課題、情勢の変化

- 1 第3次計画の取組と成果 4
- 2 課題 6
- 3 子どもの読書活動を取り巻く情勢の変化 7

第3 第4次計画における重点的取組及び数値目標

- 1 読書への関心を高める取組 8
- 2 市町村の推進計画の策定又は見直しへの支援 9
- 3 数値目標 9

第4 子どもの読書活動の推進方策

- 1 子どもの読書活動の推進体制等の整備 10
- 2 発達段階に応じた取組 10
- 3 家庭における取組 11
- 4 地域における取組 12
- 5 学校等における取組 17
- 6 児童生徒の読書への関心を高める取組 22
- 7 民間団体の活動に対する支援 23
- 8 普及啓発活動 24

第1 計画策定の経緯と目的

計画策定の経緯・背景

- (1) この計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13(2001)年法律第154号。以下「推進法」とする。）に基づき、国の第四次までの「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」及び第3次までの「岡山県子ども読書活動推進計画」の成果と課題を踏まえて策定するものであり、家庭、地域、学校等における子どもの読書活動の推進のための条件整備とその充実に取り組むに当たっての県の方針等を定めたものです。
- (2) 岡山県教育大綱に定められた基本目標『心豊かに たくましく 未来を拓く』人材の育成」を踏まえ、本県の子どもたち（概ね18歳までとする。）が、読書活動に魅力を感じながら主体的に取り組むことができる環境づくりを進めるため、総合的かつ計画的な行政施策を明らかにするとともに、継続して推進するものです。
- (3) 県民の皆様には、この計画の示す方向性や施策について、御理解と御協力をお願いするとともに、積極的な参画を期待します。また、市町村に対しては、県との連携・協力を図りながら、一体的な施策の推進を期待します。

計画の目的

「自ら本を読み、読書を通じて自分の生活をより豊かにできる子どもを育てる」

～目指す子どもの姿～

まず「自ら本を読」んでいる姿とは、読書に対して興味・関心をもち、自ら進んで読書しようとする意欲を持っている姿であり、同じ分野の本を読み深めたり、様々な分野の本へと幅広く読み広げている姿です。

次に、「読書を通じ自分の生活をより豊かにできる子ども」の姿とは、一つ目は、読んだ本について自分の考えを持ったり、語り合うことを通じて自分の考えを広げたり深めたりすることで、子ども一人一人が自分の「ものの見方・感じ方・考え方」が豊かになっている姿です。書き手の意図をとらえ、共感したり、疑問に思ったり、思索したりして、文章を読み味わうことが大切で、それによって自らの心情を豊かにし、思考力や想像力を伸ばし、人間、社会、自然などに対して自分なりの考えを持つようになります。二つ目は、幅広く読書することで、知識や情報を収集し活用する力を身に付けている姿です。

「幅広く」とは、文学的な文章や論理的な文章ばかりでなく、実用的な文章も読んだり、芸術的な内容、社会科学的な内容、自然科学的な内容など分野の幅広さとともに、図書館の目録を検索したりウェブページを検索したりして様々な文章を探して読むという、知識や情報を手に入れる方法や場の幅広さも含んでいます。

今後ますます情報化が進展する社会において、より良く生きるために、読書の幅を広げ、読書の習慣を養うことは重要であり、子ども一人一人が自分の人間性を培うこと、様々な方法で知識や情報を収集し活用する力を身に付けること、社会との関わりを学びつながっていくことなどで、自分の生活を豊かにできる子どもの育成を目指しています。

計画の期間

平成31(2019)年度からの概ね5年間とします。

第2 第3次計画の取組と成果、課題、情勢の変化

1 第3次計画の取組と成果

第3次岡山県子ども読書活動推進計画（以下、「第3次計画」とする。）においては、「自ら本を読み、読書を通じて自分の生活をより豊かにできる子どもを育てる」を目的に、子どもの発達段階に応じた目標を掲げ取組を推進してきたところです。具体的には、不読率（1か月の読書数が0冊の子どもの割合【第3次計画では未読率】）を評価指標に、次の3つの項目を「重点的取組」として取り組んできたところです。

①学校等における子どもの読書活動推進

学校図書館の充実と、学級担任を中心とした全ての教職員による取組を推進しました。また、多様な子どものニーズに対応するため、様々な主体との連携を推進しました。

主な取組としては、

- ・「おもしろ読書事典」や「読書手帳」等を作成し、教育活動全体で活用
- ・学校の優れた読書指導の実践事例や公共図書館等と連携した取組の普及
- ・司書教諭等への研修の拡充

であり、その結果、一斉読書の推進やボランティアの活用による読み聞かせ等の充実、公共図書館との連携による本や司書の支援の増加によって、子どもの読書環境が充実しました。（表1参照）

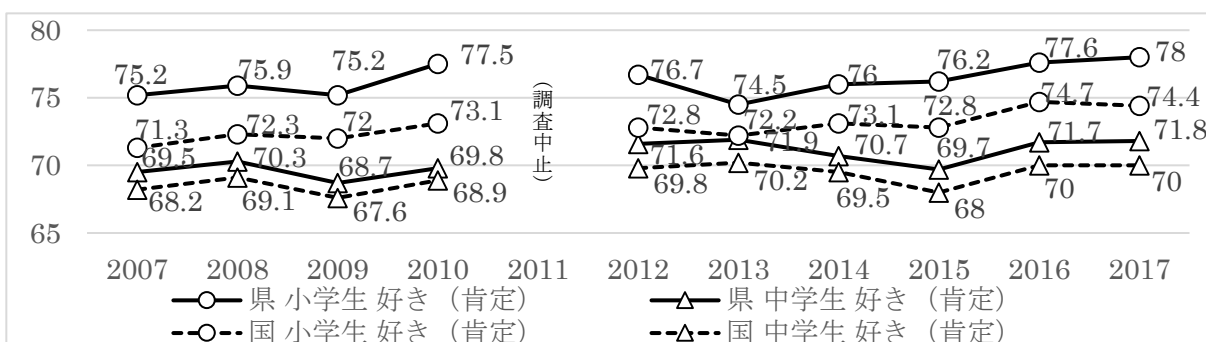
表1

評価指標の項目		H22(2010)	H28(2016)	目標(第3次)
学校図書館図書標準の達成状況	小学校	71.8%	85.2%	100%
	中学校	61.6%	77.4%	100%
一斉読書の実施(週1回以上)	小学校	92.0%	88.2%	100%
	中学校	79.1%	87.7%	100%
ボランティアの活用	小学校	66.8%	81.1%	80%
	中学校	13.4%	20.6%	25%
公共図書館との連携	小学校	91.5%	95.9%	100%
	中学校	86.5%	88.4%	100%

(文部科学省 学校図書館現状調査)

また、全国学力・学習状況調査において、「読書は好きですか」の質問に対して「好き」「どちらかという、好き」と答えた児童生徒は全国と比べて多く、小学生の読書好きの割合は特に高くなっています。

図2【「読書は好き」「どちらかという、好き」と回答する児童生徒の割合】



(全国学力・学習状況調査)

②家庭教育への支援及び子どもの読書活動を支える人材の育成・協働

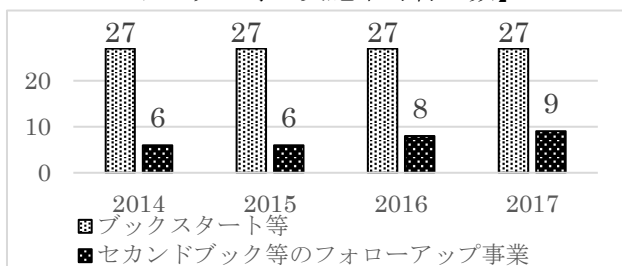
乳幼児期からの読み聞かせ等の家庭教育支援を推進しました。また、各団体への継続的な支援や、学校、図書館、各団体等の相互理解を深める場を設け、連携・協働を推進しました。

主な取組としては、

- ・「親子の読書活動ガイド」の作成
- ・ブックスタート等及びセカンドブック等※₁の実施の促進
- ・ボランティア等へのスキルアップ講座
- ・岡山県子どもの読書活動推進連絡会の実施

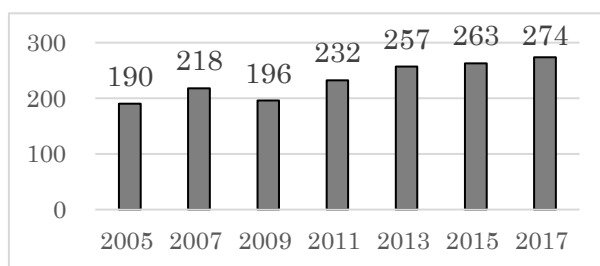
であり、その結果、引き続き全ての市町村でブックスタート等の取組が行われ、加えて、セカンドブック等のフォローアップ事業を実施する市町村が、平成 29(2017)年度には9市町村に増加しました(図3参照)。また、各団体への継続的な支援や、学校、図書館、各団体等の相互理解を深める場を設けることにより、県内の読書グループ数の増加(図4参照)や、読み聞かせ等のボランティア活動を行う延べ人数も増加(図5参照)し、児童個人の貸出冊数の増加につながっています(図6参照)。

図3 【ブックスタート等の実施、セカンドブック等の実施市町村の数】



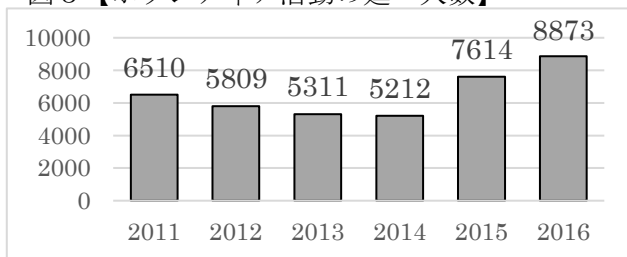
(生涯学習・社会教育関係調査)

図4 【県内の読書グループ数】



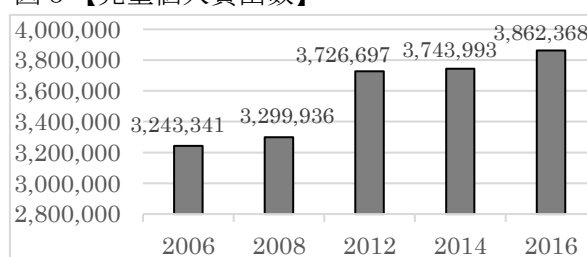
(岡山県内公共図書館調査)

図5 【ボランティア活動の延べ人数】



(生涯学習・社会教育関係調査)

図6 【児童個人貸出数】



(岡山県内公共図書館調査)

③県立図書館の機能を生かした子どもの読書活動推進

県立図書館の機能を生かし、子ども読書活動推進のためのセンター的役割を担いました。主な取組としては、重点的取組①②の充実に向けて支援することに加え、

- ・高等学校等における学校セット図書の充実
- ・小・中・高・中等・特別支援学校への協力貸出しの利用拡大
- ・市町村立図書館の司書等への研修支援

であり、その結果、学校セット図書や協力貸出しの利用拡大や市町村立図書館の司書等への研修の機会の拡大につながりました。

※1 セカンドブック等
ブックスタートのフォローアップ事業として行われる取組。

2 課題

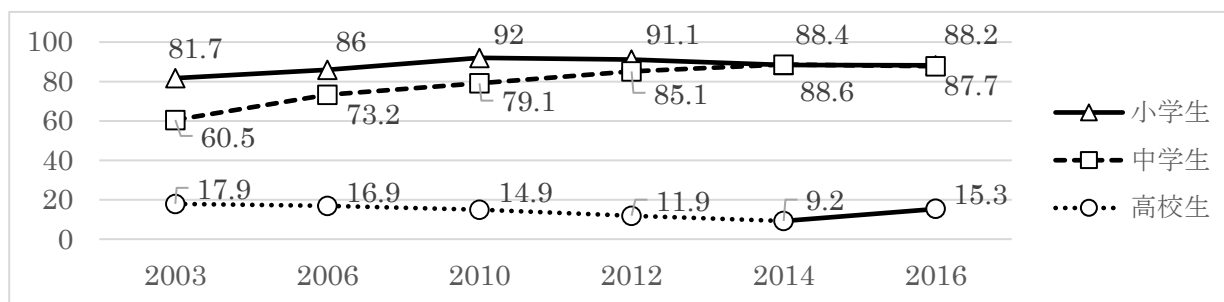
一方、平成22(2010)年度から平成29(2017)年度にかけて半減させることを目標としていた小・中・高校生の不読率（表7参照）は、平成27(2015)年度に小学生5.9%、中学生17.2%、高校生29.9%で、中長期的には改善傾向にあるものの、今なお中・高校生の不読率は高いという課題は残されています。また、小・中学校では、多くの学校で一斉読書（図8参照）が実施されているにもかかわらず不読者が存在することから、1冊の本を読み切ることができていないなどの状況が伺われます。

表7

評価指標の項目		H22(2010)	H27(2015)	目標(第3次)
不読率（1か月の読書数が0冊）	小学校	12.8%	5.9%	6.4%
	中学校	27.6%	17.2%	13.8%
	高等学校	36.3%	29.9%	18.2%

（岡山県 青少年の意識等に関する調査報告書）

図8 【一斉読書を週1回以上行っている学校の割合】



（学校図書館現状調査）

また、子どもの読書活動推進を総合的かつ計画的に推進するための市町村の子ども読書活動推進計画（以下「市町村の推進計画」とする。）は、平成29(2017)年度末現在において、策定されていないところがあります。（表9参照）

さらに、岡山県子ども読書活動推進会議において、「学校図書館図書標準が100%に達していても、データ等の古い本が廃棄され、新しい本が購入されているか」や、読書ボランティアの団体数は増加し、学校での読書ボランティアの活用状況が進んでいるものの、「団体によっては団員の高齢化が問題となっており、持続可能な体制への支援できているのか」との課題について指摘されています。

表9

評価指標の項目	H24(2012)	H29(2017)	目標(第3次)
市町村の推進計画策定状況	16/27 市町村	18/27 市町村	全市町村

（文部科学省「子ども読書活動推進計画」策定状況調査）

3 子どもの読書活動を取り巻く情勢の変化

(1) 学校図書館法の改正等

平成26(2014)年に学校図書館法の一部を改正する法律(平成26(2014)年法律第93号。以下「改正法」とする。)が成立し、専ら学校図書館の職務に従事する職員として学校司書の法制化がなされるとともに、学校司書への研修等の実施について規定されました。

これを踏まえ、文部科学省に設置された「学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議」において、学校図書館の運営に係る基本的な視点や学校司書の資格・養成等の在り方について検討が行われ、平成28(2016)年10月に「これからの学校図書館の整備充実について(報告)」が取りまとめられました。さらに、学校図書館の整備充実を図るため、学校図書館の運営上の重要な事項について、教育委員会や学校等の参考となるよう、その望ましい在り方を示す「学校図書館ガイドライン」及び学校司書に求められる知識・技能を整理した上で、それらの専門的知識・技能を習得できる望ましい科目・単位数等を示す「学校司書のモデルカリキュラム」が文部科学省において作成されました。

(2) 学習指導要領の改正等

「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(答申)」(平成28(2016)年12月21日)において、全ての教科等における資質・能力の育成や学習の基盤となる言語能力の向上が求められるとともに、言語能力を向上させる重要な活動の一つとして、読書活動の充実が求められています。

この答申を踏まえ、学習指導要領等が改訂され、平成29(2017)年3月31日に幼稚園教育要領、小学校及び中学校学習指導要領が公示され、また、平成30(2018)年3月30日に高等学校学習指導要領が公示されました。

小・中・高等学校の新学習指導要領において、言語能力の育成を図るため、各学校において必要な言語環境を整えるとともに、国語科を要として各教科等の特質に応じて、言語活動を充実することや、学校図書館を計画的に利用し、その機能の活用を図り、児童生徒の自主的・自発的な読書活動を充実することが規定されています。

また、新幼稚園教育要領では、引き続き、幼児が絵本や物語等に親しむことを通して想像したり、表現したりすることを楽しむこと等が規定されています。

(3) 情報通信手段の普及・多様化

近年の情報通信手段の普及は、子どもの読書環境にも大きな影響を与えている可能性があります。例えば、県内の児童生徒のスマートフォンの所持率(表10参照)は平成26(2014)年度と比べて、小学生と高校生は同程度であったものの、中学生で大幅に増加しています。個人が所有する通信ゲームやパソコン等も以前にも増して子どもたちの身近に存在するようになってきており、日常の生活の中で、これらの占める割合が増加してきています。

表 10

スマートフォン所持率	小学生	中学生	高校生
------------	-----	-----	-----

平成 26(2014)年度	31.2%	46.7%	97.0%
平成 27(2015)年度	30.3%	48.6%	97.4%
平成 28(2016)年度	31.6%	53.2%	97.4%
平成 29(2017)年度	32.1%	58.4%	98.1%

(岡山県スマートフォン等の利用に関する実態調査)

第3 第4次計画における重点的取組及び数値目標

1 読書への関心を高める取組

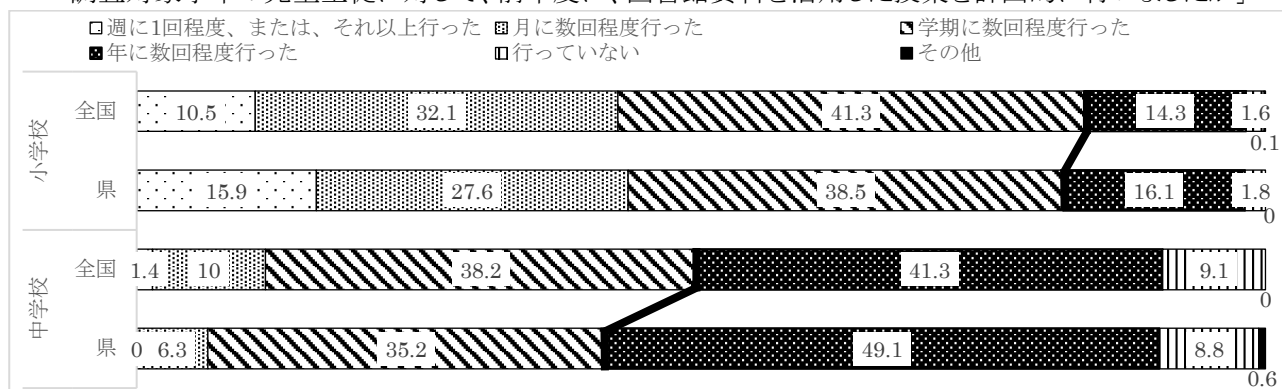
子どもの読書活動の重要性が高まっていることや、発達段階により子どもの読書活動の状況に差があることに留意しながら、第4次岡山県子ども読書活動推進計画（以下、「第4次計画」とする。）期間において、乳幼児期から、子どもの実態に応じて、子どもが読書に親しむ活動を推進していく必要があります。

特に、高校生の不読率が高いことを受けて行われた文部科学省の調査研究※2によると、読書をしない高校生は、中学生までに読書習慣が形成されていない者と、学年が上がるにつれて読書の関心度合いが低くなり本から遠ざかっている者に大別されると考えられます。このような現状は中学生の読書離れについても同様と考えられます。

改善するために、前者については、子どもが発達段階に応じて読書習慣を身に付けることができるよう、乳幼児期からの読書活動が重要であることを踏まえつつ、発達段階ごとの特徴を考慮した効果的な取組を実施することが重要です。また、学校においては、「読書活動推進の取組が、国語など一部の授業や学校司書の取組等にとどまり、学級や学校全体で計画的に行われるものとなっていないことが課題」と岡山県子ども読書活動推進会議においても繰り返し指摘されています。全国学力・学習状況調査の学校質問紙において、図書資料を活用した授業の計画的な実施についての質問項目では、学期に数回程度以上行った学校の割合（図11参照）は、全国と比べ低くなっています。第3次計画においても指摘されましたが、学級担任を中心として全ての教職員が、読書活動に対する意識を深め、学校の教育活動全体を通じて多様な指導の展開を図り、児童生徒の望ましい読書習慣が形成されるよう努めることが求められます。特に、小学校から中学校への接続期において生活の変化等により児童生徒が読書から遠ざかる傾向にあることに留意し、自主的・自発的な読書習慣が形成されるように学校種間の連携による切れ目のない取組が行われることが求められます。

図11【図書館資料の計画的な活用について】

「調査対象学年の児童生徒に対して、前年度に、図書館資料を活用した授業を計画的に行いましたか」



（平成29(2017)年度 全国学力・学習状況調査）

後者については、勉強する時間やメディアを利用する時間等が中・高校生の放課後の時間の多くを占めている実態があることに鑑みると、中・高校生の時期の子どもが多忙の中でも読書に関心を持つきっかけを作り出す必要があります。その方法としては、中・高校生の時期の子どもは、友人等同世代の者から受ける影響が大きい傾向があることから、子ども同士で本を紹介する等、友人等からの働き掛けを伴う取組が求められます。

2 市町村の推進計画の策定又は見直しへの支援

子どもの読書活動の推進に当たっては、子どもや保護者に最も近い立場にある市町村の役割が重要です。

市町村は、子どもの読書活動を一層推進するため、教育委員会のみならず福祉部局等と連携することに加え、学校、図書館、各団体等といった関係者の連携・協働によって、横断的な取組が行われる体制を整備するとともに、推進法第9条第2項に規定する市町村の推進計画の策定又は見直しを行うことが望まれます。

しかしながら、市町村の推進計画の策定率は、100%に達していない状況にあります。学校図書館図書標準の達成状況や公共図書館との連携の状況、読書ボランティア団体の団員の高齢化等、子どもの読書活動に関する様々な課題に対して、計画に基づいた持続可能な体制づくりが必要です。

なお、市町村の推進計画が策定できていない理由として、「人員不足、専門家の不足等により計画策定に着手できていない」との声を市町村から聞いており、県の支援が求められています。

加えて、近年、幅広い地域住民の参画を得て地域全体で子どもたちの学びや成長を支える「地域学校協働活動」の整備が、県内の各地域において、進められています。県では、岡山県社会教育委員の会議の提言を受け、子どもの実態を共有し、目指す子ども像やビジョンの共有を行う協議の場の実施を推進しています。そこで、子どもの読書活動に関しても、協議の場を設けることで、家庭、地域、学校の関係者によって意見交換、計画の点検・評価等が実施され、実効性のある計画の推進が求められます。

3 数値目標

県では、第3次計画において、総合的指標として、不読率の半減と全ての市町村で推進計画の策定を新たに掲げ、取組を推進してきました。不読率は、中長期的には改善傾向にあるものの、中・高校生は目標達成に至りませんでした。また、市町村の推進計画の策定状況は前進しましたが、平成29(2017)年度末現在において、策定されていないところがあります。

そこで、第4次計画においても、不読率の減少と市町村の推進計画の策定について、数値目標を掲げ取組を推進してまいります。不読率については、現状値の半減を目指し、市町村の推進計画については、引き続き、全ての市町村での策定を目標とします。

不読率	H27(2015)	H35(2023)
小学校	5.9%	3.0%
中学校	17.2%	8.6%
高等学校	29.9%	15.0%

市町村の推進計画策定状況	H29 (2017)	H35 (2023)
策定数/市町村	18/27	27/27

第4 子どもの読書活動の推進方策

1 子どもの読書活動の推進体制等の整備

県及び市町村は、子どもの読書活動を一層推進するため、教育委員会のみならず福祉部局等と連携することに加え、学校、図書館、各団体等といった関係者の連携・協働によって、横断的な取組が行われるような体制を整備することが求められます。

特に、市町村においては、第3の2で示したように、推進計画の策定及び見直しが求められます。

主な取組

- 県は、県内の総合的な読書活動推進のために、岡山県子ども読書活動推進会議とともに、子どもの育ちに関わる全ての関係機関、民間団体等と連携・協働し、関係施策を推進します。
- 県と県立図書館は、市町村の推進計画を策定する若しくは見直しの際には、求めに応じて助言や情報提供など必要な支援を行います。
- 県は、幅広い地域住民等の参画による地域学校協働活動の中で、子どもの読書活動に関する協議の場を設けることを促します。
- 県立図書館は、引き続き、子ども読書活動推進センター機能を充実します。

2 発達段階に応じた取組

読書を行っていない中・高校生の中には、小学校までに読書習慣が形成されていない傾向も見られることから、生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成するためには、乳幼児期から発達段階に応じた読書活動が行われることが重要です。

このためには、読書に関する発達段階ごとの特徴として、例えば、次のような国の有識者会議における指摘を踏まえつつ、乳幼児、児童生徒の一人一人の発達や読書経験に留意し、家庭、地域、学校において取組が進められることが重要です。また、学校種間の接続期において生活の変化等により児童生徒が読書から遠ざかる傾向にあることに留意し、学校種間の連携による切れ目のない取組が行われることが重要です。

①幼稚園、保育所等の時期（おおむね6歳頃まで）

乳幼児期には、周りの大人から言葉を掛けてもらったり、乳幼児なりの言葉を聞いてもらったりしながら言葉を次第に獲得するとともに、絵本や物語を読んでもらうこと等を通じて絵本や物語に興味を示すようになります。さらに様々な体験を通じてイメージや言葉を豊かにしながら、絵本や物語の世界を楽しむようになります。

②小学生の時期（おおむね6歳から12歳まで）

低学年では、本の読み聞かせを聞くだけでなく、一人で本を読もうとするようになり、語彙の量が増え、文字で表された場面や情景をイメージするようになります。

中学年になると、最後まで本を読み通すことができる児童とそうでない児童の違いが現れ始めます。読み通すことができる児童は、自分の考え方と比較して読むことができるようになるとともに、読む速度が上がり、多くの本を読むようになります。

高学年では、本の選択ができ始め、その良さを味わうことができるようになり、好みの本の傾向が現れるとともに読書の幅が広がり始める一方で、この段階で発達がとどまったり、読書の幅が広がらなくなったりする者が出てくる場合があります。

③中学生の時期（おおむね12歳から15歳まで）

多読の傾向は減少し、共感したり感動したりできる本を選んで読むようになります。自己の将来について考え始めるようになり、読書を将来に役立てようとするようになります。

④高校生の時期（おおむね15歳から18歳まで）

読書の目的、資料の種類に応じて、適切に読むことができる水準に達し、知的興味に応じ、一層幅広く、多様な読書ができるようになります。

3 家庭における取組

(1) 家庭の役割

子どもの読書習慣は日常の生活を通して形成されるものであり、読書が生活の中に位置付けられ、継続して行われるよう、推進法第6条にも規定されているとおり、子どもにとって最も身近な存在である保護者が配慮・率先して、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たしていくことが求められています。また、家庭における読書は、一冊の本を媒介にして家族が話し合う時間を持ち、絆（きずな）を深める手段としても重要なものです。

このため、家庭においては、様々な体験を通じてイメージや言葉を豊かにしながら、読み聞かせをしたり、子どもと一緒に本を読んだり、図書館に向かい出向いたりするなど、工夫して子どもが読書に親しむきっかけを作ることが重要です。また、定期的に読書の時間を設けるなどして家族で読書の習慣付けを図ったり、読書を通じて家族で感じたことや考えたことを話し合ったりするなど、読書に対する興味や関心を引き出すように子どもに働き掛けることが望まれます。

(2) 家庭における読書を支援する取組

家庭における読書活動が進むよう、学校、図書館、市町村保健センター、民間団体、民間企業等の様々な機関が連携・協働して、必要な支援が行われることが重要です。

具体的には、保護者を対象とした家庭教育に関する講座の開催、家庭教育支援の一環として行われる読み聞かせやストーリーテリング^{※3}をはじめとする家族で本に触れ合う機会の提供、お薦め本を掲載したリーフレットの作成とお薦め本の学校等への貸出し、県のホームページ等を活用した家庭における読書に関する情報提供等をはじめ、読み聞かせの楽しさや読書の重要性についての家庭における理解が促進され、家庭における読書活動の参考となるような取組が行われることが求められます。

また、乳幼児への読み聞かせの体験とともに乳幼児と保護者に絵本を手渡し家族のコミュニケーションを促す活動である「ブックスタート」や、家庭において子どもを中心に家族で同じ本を読むことで、本を媒介として相互理解を深め、家族の絆（きずな）が一層深まることを目指す活動である「家読（うちどく）」が多くの市町村において行われていますが、これらを含めた様々な取組が更に推進されることが望まれます。

加えて、家庭の社会経済的背景と学力の関係について分析を行った、調査研究^{※4}によると、「家庭の社会経済的背景が高い児童生徒の方が各教科の平均正答率が高い傾向に

あった」との報告に加え、家庭の社会経済的背景が低いにも関わらず、高い学力水準に位置する児童生徒の特徴を分析しています。そして、不利な環境を克服している児童生徒の保護者は、規則的な生活習慣を整え、文字に親しむよう促す姿勢、知的好奇心を高めるような働きかけを行っている点が特徴と報告しています。調査の中では、「お子さ

※3 ストーリーテリング

語り手が昔話や創作された物語を全て覚えて自分の言葉で語り聞かせ、聞き手がそれを聞いて想像を膨らませる活動。

※4 平成29(2017)年度全国学力・学習状況調査「保護者に対する調査」

「平成29(2017)年度全国学力・学習状況調査を活用した専門的な課題分析に関する調査研究」

(国立大学法人 お茶の水女子大学)

んが小さい頃、本の読み聞かせをしたか」「お子さんと読んだ本の感想を話し合ったりしているか」「あなたのご家庭では、お子さんと一緒に図書館にどれくらい行くか」等の質問において肯定的な回答が得られた児童生徒の方が、不利な環境を克服している傾向がありました。家庭において文字に親しむよう促す姿勢や、知的好奇心を高めるような働きかけの一つとして、読書の意義を今一度再認識し、各家庭の実態に応じた取組が行われることが望まれます。

主な取組

- 県は、家庭教育支援として、保護者に対し、乳幼児期から読み聞かせを行うことや自主的な読書の習慣が身に付くように環境を整えることの重要性について理解を促すとともに、子どもの生活リズム向上やメディアリテラシー※5に関する取組を推進します。
- 県は、家庭において子どもを中心に家族で同じ本を読むことで、本を媒介として相互理解を深め、家族の絆(きずな)が一層深まることを目指す活動である「家読(うちどく)」等の取組を推進します。
- 県は、既に全ての市町村において実施されているブックスタート事業等に加え、セカンドブック事業等の実施を市町村に促します。

4 地域における取組

(1) 図書館

ア 図書館の役割

子どもにとって、図書館は、その豊富な蔵書の中から読みたい本を自由に選択し、読書の楽しみを知ることができる場所です。また、保護者にとっても、子どもに読ませたい本を選択したり、子どもの読書について司書や司書補に相談したりすることができる場所です。図書館は、子どもやその保護者を対象とした読み聞かせ等を実施するほか、子どもの読書活動を推進する団体の支援や多様なボランティア活動等の機会・場所の提供、それらの活動を円滑に行うための研修等も行っており、地域における子どもの読書活動を推進する上で重要な役割を果たしています。

さらに、図書館は、図書館法及び図書館の設置及び運営上の望ましい基準(以下「望ましい基準」とする。)等に基づき、地域における子どもの読書活動の推進において中心的な役割を果たすよう努めることが望まれます。

イ 図書館における読書を支援する取組

(7) 図書館等の整備、移動図書館等の活用、児童室の設置

地域における子どもの読書活動を推進するためには、子どもが読書活動をより身近に感じられる環境を整備していくことが重要です。「望ましい基準」では、市町村は、住民に対して適切な図書館サービスを行うことができるよう、市町村立図書館及び分館の

設置に努めることや、県は、市町村に対して市町村立図書館の設置及び運営に関する必要な指導・助言等を計画的に行うこと等が規定されています。公立図書館が未設置の村においては、住民の生活圏、図書館の利用圏等を十分に考慮し、公立図書館の設置について積極的に取り組むことが望まれます。既に公立図書館を設置している市町においても、地域の実情に応じて、分館の設置や移動図書館の活用等により、子どもの読書活動を一層促進するための環境整備を図ることが求められます。

※5 メディアリテラシー

メディアの特性や利用方法を理解し、適切な手段で自分の考えを他者に伝達し、あるいはメディアを流れる情報を取捨選択して活用する能力のこと。

また、移動図書館によるサービスは、図書館から遠い地域に住む子ども等、より多くの子どもに読書の機会を提供することを可能にするものです。移動図書館を運行する場合は、運行回数の増大やサービスポイントの拡充など、子どもやその保護者の視点に立ったきめ細かな図書館サービスの提供が望まれています。

加えて、児童室は子どもや子育て中の親にとって、より利用しやすいものとするため、子どもの利用のためのスペース確保が求められます。

主な取組

- 県と県立図書館は、公立図書館が未設置の村に対して必要な指導・助言等を行い、設置を促します。
- 県立図書館は、小規模な図書館等へ図書資料の長期一括貸出しを引き続き行います。

(イ) 情報化の推進

コンピュータやインターネット等の利用は、図書館における子どもの読書活動をより充実したものとすることができます。コンピュータやインターネット等の利用は、充実した図書館サービスの提供には欠かせないものであることを踏まえ、全ての図書館でこれらのサービスの活用が求められます。

主な取組

- 県立図書館は、国立国会図書館デジタル化資料送信サービス等外部データベースの導入が進むよう情報提供に引き続き努めます。
- 県立図書館は、市町村立図書館等との連携を通じて、デジタル岡山大百科※6の充実と活用を促進します。

(ウ) 特別な支援を必要とする子どものための諸条件の整備・充実

特別な支援を必要とする子どもに対するサービスとして、図書館においては、点字資料、大活字本、録音資料、手話や字幕入りの映像資料等の整備・提供、手話・筆談等によるコミュニケーションの確保、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施等が求められます。

主な取組

- 県立図書館は、次の取組を行います。
 - ・大活字本の収集や対面朗読サービス、サピエ図書館※7を活用した録音データ等の提供を行います。
 - ・特別支援学校図書館との連携により、読書活動の実態やニーズの把握を行います。
 - ・日本語を母国語としない子どもや保護者に対して、外国語児童資料の収集・提供を行います。

(イ) 運営状況に関する評価等の実施

図書館は、その運営に関する適切な目標を設定し、達成状況等に関し自ら点検及び評価を行い、子どもやその保護者をはじめとするあらゆる利用者に、より充実した読書活動の機会を提供することが求められます。

※6 デジタル岡山大百科

①県内の図書館の本の所在をまとめて検索できるサービス②郷土岡山に関するデジタル情報を視聴できるサービス③県内の図書館等に寄せられた調査相談事例のデータベースの3システムから構成される県立図書館の電子図書館システム。

※7 サピエ図書館

点字図書や録音図書などの全国最大の書誌データベース。

主な取組

○県立図書館は、目標の設定に関しては、図書館サービスその他の図書館の運営や子どもの読書活動の推進に係る指標を積極的に選定するほか、利用する子どもやその保護者を含む多様な主体による点検及び評価が行われるように努めます。

(オ) 図書館資料の整備・提供

図書館は、多様な利用者及び住民の要望や地域の実情に十分留意し、十分な量の児童・青少年用図書及び乳幼児向けの図書（以下「児童・青少年用図書等」とする。）を含む図書館資料（図書館法第3条に規定する図書館資料をいう。以下同じ。）を整備して、充実した図書館サービスを提供することが求められます。

整備については、地方交付税措置が講じられており、県及び市町村は、公立図書館の図書館資料の計画的な整備が望まれます。

主な取組

○県立図書館は、新刊児童図書の全点購入を継続するとともに、児童図書研究書を積極的に収集し、資料の整備・充実に努めます。

(カ) 子どもや保護者を対象とした取組の企画、実施

図書館は、引き続き子どもやその保護者を対象とした読み聞かせ会、講座、展示会、子ども同士で行う活動等を企画し、実施することが求められます。これに当たっては、対象となる子どもの特性や実施する場所等を踏まえて工夫することが望まれます。

主な取組

○県立図書館は、次の取組を行います。

- ・保護者が子どもたちへ読書の楽しさを伝えたり、読書へのきっかけをつくったりできるように、読み聞かせや本の紹介、図書館の活用の仕方などの講座を開催します。
- ・子どもの読書に関わる教員、司書、ボランティア、学生や研究者などからの本に関する問い合わせや保護者からの本の相談に応じます。
- ・子どもの調べ学習に対応できるよう、レファレンス※8を充実させます。
- ・中・高校生の読書活動の取組を発信するティーンズコーナーの活用を図るとともに、図書館への関心を高めるため、本の装備体験等を継続的に実施します。
- ・「子ども読書の日」（4/23）や「読書週間」（10/27～11/9）に合わせ、おはなし会や資料展示等の事業を実施します。

(キ) 読書活動に関する情報提供

地域における子どもの読書活動を推進するためには、図書館が所蔵する児童・青少年用図書等に関する情報や読み聞かせ会の開催等、子どもの読書活動の機会に関する情報をパンフレット等で積極的に住民に提供するとともに、中・高校生の時期の生徒を含む子どもたちが気軽に足を運び、図書を借りたくなるよう工夫することが重要です。

また、図書館でのホームページの開設やメールマガジンの配信、ソーシャルメディアの活用等、全ての図書館でインターネットを活用した情報発信も充実させることが求められています。

主な取組

- 県立図書館は、新聞・雑誌、ラジオ等のメディアを活用して本の紹介をするとともに、ソーシャルメディアの活用などによる情報発信を積極的に進めます。

※8 レファレンス

利用者の求めに応じて、図書館職員等が調査・研究に必要な本の紹介や資料の検索・提供を行うこと。

ウ 連携・協力

(7) 学校図書館等との連携・協力

子どもの読書環境をより充実させるため、図書館は、図書館相互の連携・協力のみならず、学校図書館や公民館図書室等とも連携・協力し、蔵書の相互利用や事業の共同開催を行うことが求められます。特に、図書館や学校図書館との連携・協力体制を強化し、団体貸出しや相互貸借^{※9}を行うとともに、図書館職員が学校を訪問し、読み聞かせを行うなどの取組を積極的に行うことが求められます。

また、図書館は、民間団体、保健所、保健センター、保育所等と積極的に連携・協力し、取組の充実に努めることも重要です。これらの機関においても、子どもが利用しやすい環境整備、児童・青少年用図書等の整備に取り組むとともに、子どもの読書活動に資する行事や講座等の充実、資料の展示等の取組が行われることが望まれます。

県及び市町村は、図書館と関係機関に対して連携して行う子どもの読書活動を推進する様々な取組の実施を促すことが求められます。

主な取組

- 県立図書館は、次の取組を行います。
 - ・学習活動や読書活動を支援するため、学校図書館に資料の貸出や情報提供・助言等を行います。
 - ・中・高校生の読書活動の取組を発信するため、ティーンズコーナーの活用を図り、学校図書館との連携を密にします。
 - ・県学校図書館協議会等と連携して、学校図書館の活動を県民や市町村立図書館に紹介するとともに、学校図書館間の交流を行うための事業を実施します。
 - ・学校間及び学校と公立図書館との間で、自校にない蔵書の検索システムや図書搬送システムの活用等についてモデル的な事例を紹介し、貸出しの円滑化と学校図書館機能の充実を図られるよう市町村に促します。

(イ) ボランティア活動の促進

図書館におけるボランティア活動は、子どもの読書活動の推進にも大きな役割を果たしており、絵本専門士^{※10}等読書活動に関する専門的知識を有する者（以下、絵本専門士等とする。）やボランティア等多様な人々の参画を得ることが望まれます。図書館はボランティア登録制度の導入等により、多様なボランティア活動を行うための機会や場所を提供し、それらの活動を円滑に行うための研修等も実施することが求められます。

各地域において、幅広い地域住民の参画を得て地域全体で子どもたちの学びや成長を支える「地域学校協働活動」を推進するための「地域学校協働本部」の整備が進められており、放課後等における様々な学習・体験プログラムを提供する「放課後子供教室」等の取組が実施されています。図書館は、これらの取組とも積極的に連携・協力し、子どもの読書活動の推進に資する学校図書館等の支援や読み聞かせの実施、子どもの読書活動に関する研修機会の提供等、地域における子どもの読書活動の充実を図ることが望まれます。

主な取組

- 県立図書館は、ボランティア等の資質向上を図るための研修を実施するとともに、ボランティア団体などの情報収集に努め、そのネットワーク化と主体的な取組を支援します。
- 県は、幅広い地域住民等の参画による地域学校協働活動の中で、子どもの読書活動に関する協議の場を設けることを促します。【再掲】

※9 相互貸借

普段利用している図書館を通じて、県内・外の公共・大学・国立国会図書館等の資料を利用できるサービス。

※10 絵本専門士

絵本に関する高度な知識、技能及び感性を備え、絵本の読み聞かせや絵本に関する指導・助言を行う絵本の専門家。

エ 司書及び司書補の専門的職員の配置・研修

(7) 司書及び司書補の適切な配置

司書及び司書補は、児童・青少年用図書等をはじめとする図書館資料の選択・収集・提供、読み聞かせ会等子どもの読書活動の推進に資する取組の企画・実施、子どもの読書に関する保護者の相談への対応等、子どもの読書活動の推進における重要な役割を担っています。

主な取組

- 県は、司書の適切な配置に引き続き努めます。

(4) 司書及び司書補の研修の充実

司書及び司書補は、図書館における専門的職員として、児童・青少年用図書等を含む図書館資料に関する広範な知識や、子どもの発達段階に応じた図書の選択に関する知識、子どもの読書指導に関する知識・技術等を身に付け、子どもやその保護者に対して、図書に関する案内や助言を行うとともに、子どもの読書活動に関する相談等に応じることが求められます。さらに、学校と積極的に連携し、児童生徒や教職員に読み聞かせや本の案内、図書館の利用についてのガイダンスを行うなど、子どもの読書活動がより活発となるよう、様々な取組を行うことが求められます。

主な取組

- 県立図書館は、次の取組を行います。
 - ・司書の資質・能力等の向上を図るため、継続的・計画的な研修を実施します。
 - ・市町村立図書館が職員やボランティアを対象に子ども読書に関する研修を行う際に、講師派遣や講師紹介を行います。

(2) その他

ア 公民館図書室等

公民館図書室等は、身近な読書活動を行う施設として機能していることも多いことから、図書館と連携し、児童・青少年用図書等の整備に努めるほか、絵本専門士等やボランティア等多様な人々と連携・協力し、読み聞かせ等の子どもの読書活動の機会を提供する取組の実施に努めることが望まれます。

主な取組

○県は、公民館の先進的な事例を紹介するなど、公民館での子どもの読書活動の活性化が推進されるよう市町村に促します。

イ 児童館

児童館は、子どもに健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的とした施設です。児童館の図書室では、児童・青少年用図書等を活用した様々な活動が行われています。とりわけ、絵本専門士等やボランティア等多様な人々による読み聞かせ等の活動は、図書館における諸活動と同様、子どもが読書に親しむ契機となっています。

主な取組

○県は、児童館で保護者やボランティアによる読み聞かせ等の活動が推進されるよう市町村に促します。

ウ 放課後子供教室、放課後児童クラブ等

放課後や休日に子どもたちが集まる放課後子供教室、放課後児童クラブ等の地域の居場所についても、絵本専門士等やボランティア等多様な人々の参画を得ながら、子どもが読書に親しむ取組を行うことが重要です。

主な取組

○県は、放課後子供教室や放課後児童クラブ等で、保護者やボランティアによる読み聞かせ等の活動が推進されるよう市町村に促します。

5 学校等における取組

(1) 幼稚園、保育所等（認定こども園を含む。以下同じ。）

ア 幼稚園、保育所等の役割

乳幼児期に読書の楽しさを知ることができるよう、幼稚園、保育所等は、幼稚園教育要領や保育所保育指針等に基づき、乳幼児が様々な体験を通じてイメージや言葉を豊かにしながら絵本や物語に親しむ活動を積極的に行うことが期待されます。あわせて、幼稚園、保育所等で行っている未就園児を対象とした子育て支援活動の中でも、読み聞かせ等を推進するとともに、保護者に対し、読み聞かせ等の大切さや意義を広く普及することが求められます。

イ 幼稚園、保育所等における取組

幼稚園教育要領や保育所保育指針等の理解を促進することや幼稚園、保育所等における図書の整備への支援等を通じて、幼稚園、保育所等において、乳幼児が様々な体験を通じてイメージや言葉を豊かにしながら絵本や物語に親しむ活動の充実を促すことが求められます。

幼稚園、保育所等においても、乳幼児が絵本や物語に親しむ機会を確保する観点から、安心して図書に触れることができるようなスペースの確保に努めるとともに、保護者、ボランティア等と連携・協力するなどして、図書の整備を図るよう促していくことが望まれます。また、幼稚園、保育所等は図書館の協力を得て、発達の段階に応じた図書を選定することが望まれます。

また、異年齢交流において、小・中学生が幼稚園、保育所等の乳幼児に読み聞かせを行うなど、子どもが絵本や物語に触れる機会が多様になるよう工夫することも重要です。

主な取組

- 県は、乳幼児期に絵本や物語等に親しむ活動を積極的に行うよう、県教育委員会等が実施する各種研修会などにおいて、教職員及び保育士等の理解を深める取組を行います。
- 県は、幼稚園や保育所等で行っている未就園児を対象とした子育て支援の中で、読み聞かせ等の活動が推進されるよう市町村に促します。
- 県は、未就学児等と児童生徒の交流活動を通して、児童生徒が未就学児に読み聞かせ等を行う取組の推進を市町村に促します。
- 県は、保護者やボランティア等と連携・協力するなどして、読書環境の整備を図るよう市町村に促します。
- 県と県立図書館は、幼稚園、保育所等のニーズに応じた配本や子どもの読書の機会の充実に向けた情報交換や相談等が行われるよう市町村に促します。

(2) 小学校、中学校、高等学校等

ア 小学校、中学校、高等学校等の役割

子どもが生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成していく上で、学校はかけがえのない大きな役割を担っています。学校教育法（昭和22(1947)年法律第26号）においては、義務教育として行われる普通教育の目標の一つとして「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」（第21条第5号）が規定されており、新学習指導要領においても、言語活動等を充実するとともに、学校図書館を計画的に利用し、その機能の活用を図り、児童生徒の自主的・自発的な読書活動を充実することとされています。

これらを踏まえ、学校においては、全ての児童生徒が自由に読書を楽しみ、読書の幅を広げていくことができるように適切な支援を行うとともにそのための環境を整備します。その際、児童生徒の読書の量を増やすことのみならず、読書の質をも高めていくことが求められます。

イ 小学校、中学校、高等学校等における取組

(7) 小学校、中学校、高等学校等における読書指導

小・中・高等学校等の各学校段階において、児童生徒が生涯にわたる読書習慣を身に付け、読書の幅を広げるため、読書の機会の拡充や図書の紹介、読書経験の共有により、様々な図書に触れる機会を確保することが重要です。具体的には、以下の活動が挙げられます。

- ・全校一斉の読書活動
- ・推薦図書コーナーの設置
- ・卒業までに一定量の読書を推奨するなどの目標設定
- ・児童生徒が相互に図書を紹介し、様々な分野の図書に触れる活動、読書会、ペア読書、お話（ストーリーテリング）、ブックトーク、アニメーション※11、書評合戦（ビブリオバトル）等の子ども同士で行う活動

全校一斉の読書活動については、現在多くの学校において朝の始業時間前に読書の時間を設ける「朝の読書」の活動が行われていますが、このような活動は不読率の改善と

いう観点から効果的です。高等学校等においても、自主性を尊重しつつ行われることが望まれます。

子ども同士で行う活動については、後述するように、「心に残る一冊の本」と出会う読書のきっかけになるとともに、本の理解を深めることにつながる重要なものです。

また、新学習指導要領では、学習の基盤となる言語能力を育成するため、各学校において学校生活全体における言語環境を整えるとともに、国語科を要として、各教科等の特質に応じた言語活動を充実すること、あわせて、言語能力を向上させる重要な活動である読書活動を充実させることが示されています。

具体的には、各教科等において、学校図書館の機能を計画的に利活用し、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を図るとともに、児童生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実することが求められています。しかし、実際には、図11で示したように、図書館資料の計画的な利活用は全国と比べて低くなっており、計画的な利活用が望まれます。

※11 アニマシオン

子どもたちの参加により行われる読書指導。読書の楽しさを伝え、自主的に読む力を引き出すために行われる。ゲームや著者訪問等、様々な形がある。

主な取組

- 次の事項について県立学校及び市町村を通して市町村立学校に促します。
- ・ 県は、一斉読書の内容の充実や推薦図書コーナーの設置等、学校の実状に応じて児童生徒の読書に対する興味・関心を喚起し、読書習慣を確立する取組を促します。
- ・ 県は、児童生徒の読書への関心を高める取組として、友人等の同世代の者とのつながりを生かし、子ども同士で本を紹介したり話合いや批評をしたりする活動を、学校の実態に応じて促します。
- ・ 県は、各学校において学校生活全体における言語環境を整えるとともに、国語科を要として、各教科等の特質に応じた言語活動を充実すること、あわせて、言語能力を向上させる重要な活動である読書活動を充実させることを促します。
- ・ 県は、各教科等において、学校図書館の機能を計画的に利活用し、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を図ることで、児童生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動が充実するよう促します。
- 県と県立図書館は、学校等のニーズに応じた配本や児童生徒の読書の機会の充実に向けた情報交換や相談等が行われるよう市町村に促します。

(イ) 特別な支援を必要とする児童生徒の読書活動

特別な支援を必要とする児童生徒は、特別支援学校のみならず通常の学校にも在籍していることを踏まえ、全ての学校において特別な支援を必要とする児童生徒もまた豊かな読書活動を体験できるよう、点字図書や音声図書など、一人一人の教育的ニーズに応じた様々な形態の図書館資料の整備が図られるとともに、学習指導要領等に基づき自発的な読書を促す指導が行われることが求められます。

主な取組

- 次の事項について県立学校及び市町村を通して市町村立学校に促します。
- ・県は、特別な支援を必要とする児童生徒が豊かな読書活動を行うことができるよう、児童生徒の実態に応じた選書や環境の工夫、機器の活用等を促します。

ウ 学校図書館

(ア) 学校図書館の役割

学校図書館は、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であり、①児童生徒の読書活動や児童生徒の読書指導の場である「読書センター」としての機能、②児童生徒の学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」としての機能、③児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能を有しています。これからの学校図書館には、読書活動における利活用に加え、様々な学習・指導場面での利活用を通じて、児童生徒の言語能力、情報活用能力、問題解決能力、批判的吟味力等の育成を支え、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を効果的に進める基盤としての役割が期待されています。これらを含め、学校においては、「学校図書館ガイドライン」を参考に、学校図書館の整備充実を図ることが重要です。

さらに、学校図書館は、可能な限り児童生徒や教職員が最大限自由に利活用できるよう、また、一時的に学級になじめない児童生徒の居場所となり得ること等も踏まえ、必要に応じ、地域の様々な人々の参画も得ながら、児童生徒の登校時から下校時までの開館に努めることが重要です。

また、登校日等の土曜日や長期休業日等にも学校図書館を開館し、児童生徒に読書や学習の場を提供することも有効です。

加えて、蔵書の貸出しの促進、児童生徒に本を借りることを習慣化させる取組が図られることが重要です。

(イ) 学校図書館の取組

a 学校図書館資料の整備・充実

児童生徒の豊かな読書経験の機会を充実していくためには、児童生徒の知的活動を増進し、様々な興味・関心に応える魅力的な学校図書館資料（学校図書館法第2条に規定する図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料をいう。以下同じ。）を整備・充実させていくことが必要です。また、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動において多様な教育活動を展開していくためにも、学校図書館資料を充実し、児童生徒の健全な教養の育成に資する資料構成と十分な資料規模を備えることが求められています。

また、学校図書館においては、公共図書館や他の学校の学校図書館との連携・協力体制を強化し、相互貸借等を行うことが重要です。

主な取組

- 県は、各県立学校の実情に沿った資料の計画的な整備・充実を図ります。

- 県は、県立学校の学校図書館へ新聞を配備するとともに、市町村立学校の新聞配備の充実を市町村に促します。
- 県は、学校図書館図書標準を達成するよう市町村に促します。
- 県は、図書資料の整備が促進されるよう、私学への助成に努めます。
- 県立図書館は、学習活動や読書活動を支援するため、学校図書館に資料を貸し出します。【再掲】

b 学校図書館施設の整備・充実

学校図書館施設については、読書スペースの整備が進められるよう、新增改築を行う際や余裕教室を学校図書館に改修する際等に国庫補助制度を活用できる場合があります。

主な取組

- 次の事項について県立学校及び市町村を通して市町村立学校に促します。
 - ・県は、学校の余裕教室・スペースを読書コーナーとして活用するなど、児童生徒にとって利用しやすい環境の充実を促します。また、モデル的な事例を紹介します。
 - ・県は、司書教諭や学校司書等を中心とした教職員の協力やボランティアの受け入れにより環境の整備が進むよう促します。
- 県立学校は、長期休業日も学校や地域の実態に応じて学校図書館の開館に努めます。また、県は、児童生徒を含む地域住民に向けて、学校や地域の実態に応じて学校図書館の開放が進むよう市町村に促します。

c 学校図書館の情報化

学校図書館にコンピュータを整備し、学校図書館図書情報をデータベース化したり、他校の学校図書館や図書館とオンライン化したりすることにより、自校の学校図書館のみならず、地域全体での図書の共同利用や各種資料の検索、多様な興味・関心に応える図書の整備等が可能となります。なお、教育用コンピュータをはじめとする学校におけるICT環境整備については、地方交付税措置が講じられております。

主な取組

- 次の事項について県立学校及び市町村を通して市町村立学校に促します。
 - ・県と県立図書館は、県立図書館が運営するデジタル岡山大百科の充実を図り、学校のインターネット環境を活かした授業等での活用を促します。

エ 人的体制

児童生徒の読書活動の推進に当たっては、読書の楽しさや本のすばらしさ、本を使って調べ学ぶことを教える大人の存在が極めて重要です。本の世界への案内役となる専門的な知識・技能を持った職員がいることで、学校図書館は、より一層その機能を発揮することが可能となります。学校図書館の運営は、校長のリーダーシップの下、計画的・組織的になされるよう努めることが望まれます。これを踏まえ、司書教諭が中心となり、全ての教職員、学校司書、ボランティア等が連携・協働して、それぞれの立場から、学校図書館の機能の充実を図り、児童生徒の学習活動・読書活動を推進していく体制を整備することが重要です。

日々の読書指導や各教科等における学校図書館を活用した学習活動の充実を図っていくためには、司書教諭や学校司書のみならず全ての教職員が連携し、学校全体で児童生徒の学習活動・読書活動を推進していく体制を整備することが重要です。

各学校における校内研修や研究会等を通じた教職員間の連携を促すとともに、読書指導に関する研究協議や先進的な取組例の紹介等により、教職員の意識の高揚や指導力の向上、学校図書館を活用した指導の充実等に努めることが求められます。

特に、校長は学校図書館の館長としての役割も担っており、校長のリーダーシップの下、計画的・組織的に学校図書館の運営がなされる必要があるとの認識を深めるため、例えば、教育委員会が校長を学校図書館の館長として明示的に任命することも有効です。

(7) 司書教諭の配置

司書教諭は、学校図書館資料の選択・収集・提供のほか、学校図書館を活用した教育活動の企画の実施、教育課程の編成に関する他教員への助言等、学校図書館の運営・活用について中心的な役割を担うことから、その配置の促進を図ることが必要です。

学校図書館法第5条及び附則第2項の規定に基づく政令により、平成15(2003)年度以降、12学級以上の学校（小・中・高・中等・特別支援学校）に、司書教諭を必ず配置しなければならないこととされており、各学校での配置が進められていますが、引き続き司書教諭の配置を進めるとともに、司書教諭が発令されていない学校における有資格者の発令が促進されるよう、司書教諭の講習が進められています。

また、司書教諭が学校図書館に関する業務に従事する時間を確保できるよう、教職員の協力体制の確立や、校務分掌上の配慮等の工夫を促すとともに、司書教諭の役割等について理解が望まれます。

主な取組

- 県は、12学級以上の全ての学校に司書教諭を配置します。
- 県は、県総合教育センターが実施する各教科・領域の研修講座や司書教諭研修講座等において、読書指導に関する研究協議や先進的な取組例の紹介を行うなど、教職員の指導力の向上や学校図書館・公立図書館等を活用した指導の充実を図ります。

(4) 学校司書の配置

学校司書は、専ら学校図書館の職務に従事する職員です。学校図書館活動の充実を図るためには、学校司書を配置して、司書教諭や教員と連携しながら、多様な読書活動を企画・実施したり、学校図書館サービスの改善・充実を図ったりしていくことが有効です。具体的には、児童生徒や教員に対する「間接的支援」に関する職務、児童生徒や教員に対する「直接的支援」に関する職務、教育目標を達成するための「教育指導への支援」に関する職務という3つの観点の職務が期待されています。

県及び市町村は、学校図書館の活性化を図り、児童生徒の読書活動を適切に支援するため、学校司書の更なる配置に努めるとともに、研修の実施等学校司書の資質・能力の向上を図るための取組を行うことが望まれます。

また「学校司書のモデルカリキュラム」については、学校司書が学校図書館で職務を遂行するに当たって、履修していることが望ましいとしたものです。学校司書の採用については、任命権者である県、市町村、学校法人等の権限であり、これらに対して、モデルカリキュラムを周知し、モデルカリキュラムの履修者である学校司書の配置を促進することが適切です。

主な取組

- 県は、県立学校の学校司書配置に努めるとともに、市町村に対しても配置を促します。
- 県立図書館は、研修講座の開催や講師派遣を通じて、学校司書等の資質向上を図ります。

(ウ) その他

図書委員等の児童生徒が学校図書館の運営に主体的に関わり、学校図書館を利用して読書を広める活動を行うことも重要です。

主な取組

- 県は、児童生徒の主体的な読書活動の充実のため、図書委員会の活動事例等を収集し、周知を図ることにより、学校図書館の活性化を促します。

オ 連携・協働

子どもの読書活動を推進していく上で、学校が家庭、地域と連携して地域ぐるみで子どもの読書活動を推進することが重要です。県及び市町村は、幅広い地域住民等の参画による「地域学校協働活動」として実施される学校図書館等の支援や読み聞かせの実施等の活動を推進することを通じて、地域の図書館との連携や子どもの読書活動の充実を図ることが有効です。

主な取組

- 県は、幅広い地域住民等の参画による地域学校協働活動の中で、子どもの読書活動に関する協議の場を設けることを促します。【再掲】

6 児童生徒の読書への関心を高める取組

成長に伴い他の活動への関心が高まり、相対的に読書の関心度合いが低くなっている児童生徒も見られることから、引き続き読書への関心を高める取組を行うことも必要です。

特に中・高校生の時期の生徒の読書への関心を高めるためには、友人等の同世代の者とのつながりを生かし、子ども同士で本を紹介したり話合いや批評をしたりする活動が行われることが有効と考えられます。その際、ゲーム感覚で行う手法を取り入れることも有効です。こうした取組を通じ、「心に残る一冊の本」と出会う読書のきっかけになるとともに、本の理解を深めることにつなげていくことが重要です。

本についての話合いや批評をすることは、読む本の幅を広げるきっかけとなったり、他者の異なる考えを知り、それを受容したり改めて自分自身の考えを見つめ直す経験ができたりするといった点でも重要なものです。

例えば、既に以下のような取組が各地域で行われてきており、これらを参考に、必要に応じて中・高校生の時期の生徒以外にも対象としつつ、取組が行われることが期待されます。

○読書会

数人で集まり、本の感想を話し合う活動です。その場で同じ本を読む、事前に読んでくる、一冊の本を順番に読む等、様々な方法があります。この取組により、本の新たな魅力に気付き、より深い読書につなげることができます。

○ペア読書

二人で読書を行うものであり、家族や他の学年、クラス等様々な単位で一冊の本を読み、感想や意見を交わす活動です。この取組により読む力に差がある場合も相手を意識し、本を共有することにつなげることができます。

○お話（ストーリーテリング）

語り手が昔話や創作された物語を全て覚えて自分の言葉で語り聞かせ、聞き手がそれを聞いて想像を膨らませる活動です。直接物語を聞くことで、語り手と聞き手が一体になって楽しむことができます。

○ブックトーク

相手に本への興味が湧くような工夫を凝らしながら、あるテーマに沿って関連付けて、複数の本を紹介することです。テーマから様々なジャンルの本に触れることができます。

○アニメーション

読書へのアニメーションとは、子どもたちの参加により行われる読書指導のことで、読書の楽しさを伝え、自主的に読む力を引き出すために行われます。ゲームや著者訪問等、様々な形があります。

○書評合戦（ビブリオバトル）

発表者が読んで面白いと思った本を一人5分程度で紹介し、その発表に関する意見交換を2～3分程度行います。全ての発表が終了した後に、どの本が一番読みたくなったかを参加者の多数決で選ぶ活動です。ゲーム感覚で楽しみながら本に関心を持つことができます。

○図書委員、「子ども司書」、「読書コンシェルジュ」等の活動

子どもが図書館や読書活動について学び、お薦め本を選定して紹介したり、同世代の子どもを対象とした読書を広める企画を実施したりする活動です。自ら読書に関する理解を深めるとともに、読書活動の推進役となり、同世代の子どもの読書のきっかけを作り出すものです。

○子ども同士の意見交換を通じて、一冊のお薦め本を選ぶ取組

複数の本を参加者が読み、一冊のお薦め本を決める活動です。話し合っ決めて決める際には、評価の基準も含めて議論し、複数の本を読み込み、参加者同士で、共通の本について自身の考えを話し合うことで、自分と異なる視点を知り、自身の幅を広げることにつながるものです。

また、子どもの読書への関心を高めたり、読書の幅を広げたりするきっかけとなるよう、例えば、マンガやアニメ・ゲームといった本以外のものの内容や作者に関連した本から紹介することを含め、個人の読書経験や興味関心に寄り添いながら本を紹介する方法も有効であると考えられます。

7 民間団体の活動に対する支援

(1) 民間団体の役割

民間団体は、子どもの読書活動に関する理解や関心を高めるとともに、子どもが読書に親しむ様々な機会を提供するなど、子どもの自主的な読書活動を推進することに大きく寄与しています。例えば、全国レベルでは、読書週間等のキャンペーン、読書感想文コンクール、家庭における読書を積極的に推奨する運動、全国各地を訪問して行う読み聞かせ、フォーラムの開催、読書活動に関する専門的知識を有する者の養成、子ども同士で本を紹介したり話合いや批評をしたりする活動等が行われています。県内では、自発的に組織された274のグループにおいて、草の根的に文庫活動、読み聞かせ等が行われています。

(2) ボランティア等の活動に対する支援

県及び市町村は、域内のボランティアや企業の社会貢献活動の取組等の状況を把握するとともに、子どもの読書活動を推進する活動で公共性が高いと認められるものについては、活動の場の確保のため、域内の公民館等の公共施設の利用に便宜を図るなど、奨励方策を講ずることが期待されます。

主な取組

- 県は、「子どもゆめ基金」※12の情報等、読書活動の推進に資する情報が民間団体等に届きやすい環境の整備に努め、その取組を支援します。
- 県は、ボランティア等に対して、学校等や子どもたちの実態・ニーズについて学校等と共有し、読み聞かせ等の取組について連携・協働が図られるよう促します。

8 普及啓発活動

(1) 普及啓発活動の推進

ア 「子ども読書の日」を中心とした全県的な普及啓発の推進

「子ども読書の日」（4月23日）は、「国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため」（推進法第10条第1項）に設けられたものです。

このため、県及び市町村は、「子ども読書の日」の趣旨にふさわしい事業を引き続き実施するとともに、文字・活字文化についての関心と理解を深めるために設けられた「文字・活字文化の日」（10月27日）においても、その趣旨にふさわしい行事を実施することが求められます。

主な取組

- 県は、県のホームページ等を活用し、読書に関する情報提供等を積極的に行います。
- 県は、市町村立図書館や関係機関、民間団体等と連携・協力し、「子ども読書の日」（4/23）や「読書週間」（10/27～11/9）の啓発活動を推進します。

イ 各種情報の収集・提供

県及び市町村は、子どもの読書活動の実態や、域内の学校、図書館、各団体等における先駆的・モデル的な取組に関する情報を収集し、提供することが求められます。

このほか、県、市町村、学校、図書館、各団体等は、子どもの読書活動を通じて相互理解と友情を深めることを目的とした交流を推進することが求められます。

※12 子どもゆめ基金

独立行政法人国立青少年教育振興機構に設置され、青少年教育に関する民間団体が実施する読書活動や体験活動に対して助成金を交付する。

主な取組

- 県は、子どもの読書の実態や児童サービスの取組に関する情報を収集し、ホームページ等で提供します。
- 県は、市町村立図書館や学校等、ボランティア等の子ども読書活動に関わる情報を積極的に収集するとともに、実践事例集の作成や広報誌、ホームページ等を活用した取組の紹介等が行われるよう市町村に促します。

(2) 優れた取組の奨励

ア 優れた取組に対する表彰等

国は、子どもの読書活動を推進するため、子どもが読書に興味を持つような活動、関係者の資質向上のための活動、関係する機関や団体間の連携等において特色ある優れた実践を行っている都道府県、市町村、学校、図書館、民間団体及び個人に対し表彰等を行うことにより、その取組の奨励を図っています。

主な取組

○県は、特色ある実践を行って表彰された学校や図書館、民間団体等の取組をホームページ等を通じて広く周知します。

イ 優良な図書の普及

児童福祉法(昭和22(1947)年法律第164号)第8条第8項の規定により、社会保障審議会では、福祉文化分科会を設け、児童の福祉に資する出版物を児童福祉文化財として推薦しています。

このような優良な図書は、地域における子どもの読書活動の推進を図る上で有効です。図書館、児童福祉施設、視聴覚ライブラリー等にリストを配布することで、優良な図書を家庭、地域に周知・普及します。

主な取組

○県は、児童福祉法の規定により、推薦された優良図書を周知します。

